



## 災害対策について

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

常任理事 小山田 泰彦

### 1. はじめに

昨今、災害救助法や激甚災害に指定される大災害のような場合に限らず、豪雨による「洪水」、「土砂崩れ」等や、台風による記録的な「強風」、「高潮」等、地震の影響による「停電」、「液状化」等、気候変動等によるこれまで経験したことのないような事象が全国各地で頻発している。これにより、生命・身体にかかる危険や重要インフラの機能に支障を来すなど、国民経済や国民生活に多大な影響を及ぼす事態となっている。

当法人は、後見人等の養成や供給など、後見制度の一端を担う団体として、高齢者・障害者の方々に対し、日頃より安心して日常生活を送っていただけるよう支援活動等を行うことを目的としており、災害等が発生した場合にも、継続してこれらの支援を行うことができるよう、組織的に対応をすることは勿論のこと、個々の会員による対応が求められる。会員自身の安全確保は勿論、被後見人等に対して迅速的確に対応できるよう、あらかじめ必要な事項を想定し、これらの体制や機能を整えておく必要がある。

### 2. 当法人の無料同行訪問相談

当法人では、東日本大震災を契機として災害対策委員会を設け、被災地等においての支援策である「無料同行訪問相談」の制度を立ち上げた。

この「無料同行訪問相談」は、被災者及び避難者に対し、行政や福祉関係の職員の求めに応じ、当法人の会員が当該職員と共に相談者を訪問し、主に成年後見等に関する相談を受けるための制度であり、こちらから高齢者・障害者の方々の元へ出向いて支援・相談する方法として活用している。また、相談員として同行した会員に対して、謝金を支給している。

現在、宮城支部、ふくしま支部、山形支部、群馬支部、福岡支部、熊本支部の6つの支部を対象として実施している。

### 3. 東日本大震災による全国の避難者への支援

令和4年4月28日付けで復興庁から公表された東日本大震災による避難者数は、約3.5万人にのぼる（全国47都道府県、905の市区町村）。

避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転等に伴い、コミュニティ形成や生きがいづくりへの支援、被災者の心身のケアなど、被災者支援がますます重要な課題となっている。

復興庁としても、避難生活の長期化や恒久住宅への移転に伴う被災者の心身の健康の維持、住宅や生活の再建に向けた相談支援、コミュニティの形成、生きがいづくり等の「心の復興」など、

被災者のための各種支援施策の活用により、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を行っている。

当法人では、東日本大震災から約11年半が経過し、避難者もそれに伴って高齢化していることから、この現状を重く受け止め、「無料同行訪問相談」の取扱いについて、現行、被災地域を特定して対象としているものを、この他に、全国に避難している避難者も対象とできるように検討している。

また、災害対応マニュアルを当法人ホームページの会員ページに掲載し、災害発生直後の対応や日頃からの備えについて周知している。

#### 4. 今後の展望

被災者ひとりひとりが抱える個別の課題に寄り添って解決を探ろうというのが、「災害ケースマネジメント」である。

「災害ケースマネジメント」は、被災者が災害によって受ける被害は、物理的な住居の被害に止まらず、生業の喪失、精神状態や認知機能などへの悪影響、コミュニティの崩壊等多種多様なものであり、その影響は被災者毎に異なる。被災者支援の在り方は、被災者ひとりひとりの状態を把握し、支援が必要な人を見つけ出し、その人に対しては個々の事情に合わせ様々な分野の専門家が参加し個別の生活再建計画を立て、最終的には平時の既存の福祉や社会保障制度などへと繋げていくべきであるという考え方である。

一例として、災害が発生し、被災者には要件を満たせば災害救助法が適用されることになるが、応急修理制度を利用すると応急仮設住宅には入居できなくなるなど、形式的、そして硬直的に取り扱われているのが現状である。

今後は、「災害ケースマネジメント」をベースの考え方として、被災者支援活動を行っていく必要がある。

#### 5. おわりに

司法書士法の改正により、当法人の会員でもある司法書士の使命は、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することにあると明確化された。

被災者ひとりひとり、相談者ひとりひとり、高齢者ひとりひとり、障害者ひとりひとりに寄り添い、現状を把握し、そして、本人の自己決定権を尊重し、その方のニーズに沿った権利擁護（意思決定支援）をしてくために、一つ一つ目の前の課題を解決していく必要がある。

被災者に対する災害ケースマネジメント、本人に対しての意思決定支援・自己決定権の尊重。どちらも共通することとして本人のニーズや意思があげられる。

当法人としても、今後起こり得る災害に対して、第一義として本人のニーズに沿った支援を、会員に対しては、本人のニーズ（意思決定）に沿うための支援を行っていきたい。